

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 定款施行規則

平成 29 年 3 月 24 日 制定

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）定款第 39 条の規定に基づき、定款の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(社会福祉事業等)

第 2 条 定款第 4 条第 2 項に規定する施設名等は、別表 1 のとおりとする。

(評議員会の運営)

第 3 条 評議員会の招集に当たっては、評議員会の日前 7 日前までに文書により通知する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから理事長が指名する。

3 評議員会の議決において、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 理事長は、評議員会を欠席した者に対して議決結果を記録した書面を、評議員会終了後速やかに送付するものとする。

(理事会の運営)

第 4 条 理事会の招集に当たっては、理事会の日前 7 日前までに文書により通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事とする。

3 理事会の議決において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 理事長は、理事会を欠席した者に対して議決結果を記録した書面を、理事会終了後速やかに送付するものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 理事長は、必要があるときは、職員等関係者を理事会又は評議員会に出席させ、提出議案の内容等について説明させることができる。

(理事会の業務)

第 6 条 定款第 23 条第 2 項に規定する理事会の法人業務は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算並びにこれらの執行に関すること。

(2) 事業報告及び決算整理に関すること。

(3) 規則の制定又は改廃に関すること（役員等の報酬に関する規則を除く。）。

(4) 社会福祉施設の許認可に関すること。

(5) 施設長の任免その他重要な人事に関すること。

(6) 基本財産の処分及び担保提供に関すること。

(8) 設備資金の借入れに関すること。

(9) 契約に関すること。

(10) 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が 500 万円を超える契約

(11) 寄付金の募集に関すること。

(12) 新たな事業経営（社会福祉事業及び公益事業に限る。）に関すること。

(13) 新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること。

(14) 評議員会に提案する議案に関すること。

(15) その他法人の重要な業務執行に関すること。

(理事長の専決)

第7条 定款第23条第2項に規定する理事長が日常業務として専決する事項及びその業務の範囲は別表2のとおりとする。

2 前項に規定する業務の範囲には、法人の諸規定において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

(利益相反等)

第8条 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が専決する。

(理事会への報告事項)

第9条 理事長は、次の各号に掲げる事項を理事会に報告するものとする。

- (1) 第7条の規定により専決した事項のうち、理事長が特に必要と認めた事項
- (2) 監事の監査結果
- (3) 行政庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (4) 役員から報告を求められた事項

(監査の実施)

第10条 定款第19条第2項に規定する法人の業務、財産の状況等の調査をする場合において、監事監査の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(役員等の選任手続き等)

第11条 理事、監事、評議員、評議員選任委員会委員及び苦情・相談第三者委員会委員の選任、辞任等の手続きに関する書類は、次の様式により行うものとする。

- (1) 就任承諾書（様式1）
 - (2) 委嘱状（様式2）
 - (3) 辞任届（様式3）
 - (4) 解任状（様式4）
- 2 新たに選任された役員及び評議員は、履歴書及び身分証明書を速やかに理事長に提出するものとする。

(役員等名簿)

第12条 理事長は、評議員及び役員の選任後速やかに役員等名簿（様式5）を例に作成しなければならない。

(中途退任)

第13条 評議員及び役員は、やむを得ない事由により、任期の途中で退任しようとするときは、第11条第3号の様式の例によりあらかじめ理事長（理事長にあっては理事会）に届け出るものとする。

(事務局の設置)

第14条 法人本部に事務局を置き、事務局の組織及び事務分掌について必要な事項は理事会において別に定める。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (全部改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(定款施行細則の廃止)

2 定款施行細則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条関係 施設名等)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 第一種社会福祉事業<ol style="list-style-type: none">(1) 特別養護老人ホーム白鳥ハイツ(2) 特別養護老人ホームエンルムハイツ(3) 養護老人ホームあいらん2 第二種社会福祉事業<ol style="list-style-type: none">(1) 老人居宅介護等事業<ol style="list-style-type: none">① エンルムハイツ訪問介護事業(2) 老人デイサービス事業<ol style="list-style-type: none">① デイサービスセンター白鳥ハイツ② デイサービスセンターエンルムハイツ③ デイサービスセンターかがやき(3) 老人短期入所事業<ol style="list-style-type: none">① 白鳥ハイツ短期入所生活介護事業② エンルムハイツ短期入所生活介護事業(4) 保育所の経営<ol style="list-style-type: none">① 双葉保育所② 楽山保育園③ みどり保育園④ 白鳥保育所⑤ 東町保育所⑥ 常盤保育所(5) 地域子育て支援拠点事業<ol style="list-style-type: none">① 常盤保育所子育て支援センターらんらん(6) 一時預かり事業<ol style="list-style-type: none">① 東町保育所一時預かり事業② 常盤保育所一時預かり事業(7) 病児保育事業<ol style="list-style-type: none">① 双葉保育所病児保育事業② 東町保育所病児保育事業③ 常盤保育所病児保育事業3 公益事業<ol style="list-style-type: none">(1) 居宅介護支援事業<ol style="list-style-type: none">① エンルムハイツ居宅介護支援事業所(2) 特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業<ol style="list-style-type: none">① 特定施設入居者生活介護事業所あいらん(3) 地域包括支援センター事業<ol style="list-style-type: none">① 室蘭市地域包括支援センター白鳥ハイツ |
|--|

別表2（第7条関係 理事長の専決事項）

専決事項	業務の範囲
(1) 規程等の制定又は改廃に関する事。	規程、細則、要綱等の制定又は改廃
(2) 職員の人事に関する事。	施設長の任免及び賞罰を除く職員の人事
(3) 職員の給与に関する事。	重要又は異例に属するものを除く。
(4) 職員の労務管理、福利厚生に関する事。	全体
(5) 債権の免除又は効力の変更に関する事。	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く。
(6) 設備資金の借りに係る契約に関する事。	予算の範囲内のもの
(7) 契約に関する事。	売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が500万円以下の契約。ただし、法人の運営に重大な影響のあるものを除く。
(8) 固定資産（基本財産を除く）の取得、改良等のための支出又は処分に関する事。	1件の予定価格が500万円以下のもの。ただし、法人の運営に重大な影響がある固定資産を除く。
(9) 不用品等の売却又は廃棄に関する事。	損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって1件の価格が160万円以下のもの。ただし、法人の運営に重大な影響がある物品を除く。
(10) 予算上の予備費の支出に関する事。	予算に計上されたもの。ただし、支出した場合は、直近の理事会に報告するものとする。
(11) 入所者等の日常の処遇に関する事	全体
(12) 入所者等の預り金の管理に関する事。	全体
(13) 寄付の受け入れに関する事。	寄付金の募集に関するものを除く事項。ただし、法人の運営に重大な影響のあるものを除く。
(14) 法人に関する情報の開示に関する事。	定例的事項。ただし、法人の運営に重大な影響のあるものを除く。
(15) その他業務に関する事。	予算の流用に関する事項、各種証明書の交付に関する事及び行政官庁からの照会に関する事。

<p>様式1 (第11条関係 就任承諾書)</p> <p style="text-align: center;">就 任 承 諾 書</p> <p>社会福祉法人 室蘭福祉事業協会の(理事・評議員等) に就任することを下記のとおり承諾します。</p> <p>就任期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 ㊟</p> <p>社会福祉法人室蘭福祉事業協会理事長 様</p>	<p>様式2 (第11条関係 委嘱状)</p> <p style="text-align: center;">委 嘱 状</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>社会福祉法人室蘭福祉事業協会(理事・評議員等)を 委嘱します</p> <p>委嘱期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 室蘭福祉事業協会 理事長</p>
<p>様式3 (第11条関係 辞任届)</p> <p style="text-align: center;">辞 任 届</p> <p>年 月 日をもって社会福祉法人室蘭 福祉事業協会(理事・評議員等)を辞任したいので 届けます</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人室蘭福祉事業協会理事長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 ㊟</p>	<p>様式4 (第11条関係 解任状)</p> <p style="text-align: center;">解 任 状</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日をもって社会福祉法人室蘭福 祉事業協会(理事・評議員等)を解任します</p> <p>(解任理由)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 室蘭福祉事業協会 理事長</p>

様式5 (第12条関係 役員等名簿)

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会 第 期 役員等名簿

任期 (~) (満年齢は、 年 月 日現在)

役職名	氏名	生年月日	満年齢	〒番号	住所	就任の日	備考
理事長				—			—
常務理事				—			—
理事				—			—
〃				—			—
〃				—			—
〃				—			—
〃				—			—
〃				—			—
監事				—			—
〃				—			—